

松山市排水設備設置義務の免除に関する取扱要綱

平成23年8月5日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による排水設備の設置義務の免除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可 法第10条第1項ただし書の規定により公共下水道管理者が特別の事情により許可することをいう。
- (2) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (3) 放流下水 第1号の規定による許可を受けて公共用水域に放流される下水をいう。
- (4) 排水設備等 法第10条第1項に規定する排水設備及び法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (5) 放流設備等 排水設備等のうち放流下水を公共用水域に放流させるために必要な設備又は施設をいう。

(許可の申請)

第3条 許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して公共下水道管理者に提出しなければならない。

- (1) 所在地付近の見取図
 - (2) 配置図並びに放流設備等及び排水設備等の経路図
 - (3) 公共用水域に放流される下水の水質試験成績書。ただし、施設の新設に係る許可を受けようとする場合は、公共用水域に放流しようとする下水の見込まれる水質の提出をもってこれに代えるものとする。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか公共下水道管理者が必要と認めた書類
- 2 許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとする場合の手続については、同項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる下水の許可を受けようとする者は、松山市下水道

条例（平成18年条例第21号）第5条の規定による確認を受けることにより、許可の申請をしたものとみなす。

- (1) プール排水（ただし、逆洗浄水は除く。）
 - (2) 庭池の水
 - (3) 間接冷却水
 - (4) 建物地下室等の湧水
- （許可の条件）

第4条 公共下水道管理者は、許可をする場合においては、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 許可に係る放流口以外から公共水域に放流下水を放流しないこと。
- (2) 放流設備等と当該放流設備等以外の排水設備等が分離した排水系統であり、かつ、その排水系統を容易に確認できること。
- (3) 放流下水の水質が、下水道法施行令（昭和34年政令147号）第6条の規定により当該処理区域の終末処理場の放流水に適用される基準（認可を受けた事業計画における計画放流水質の基準をいう。）並びに水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づき総理府令で定める排水基準及び同条第3項の規定に基づき条例で定める排水基準に適合すること。
- (4) 放流下水について、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2で定める基準が適用されること。
- (5) 第11条で定める方法により水質試験を実施すること及びその結果を公共下水道管理者に報告すること。
- (6) 放流下水がし尿及びし尿を処理した水ではないこと。
- (7) 放流下水の量が測定できること。
- (8) 公共下水道管理者がその職員に許可を受けた者の事業所に立ち入らせ、放流下水、放流設備等又は排水設備等を検査させるときは、これに応じること。
- (9) 放流下水の放流について、放流先の河川、水路、排水管又は排水渠を管理するものの同意を得られること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか公共下水道管理者が必要と認めること。

2 公共下水道管理者は、放流下水の管理及び水質維持のために、許可に付した条件を変更することができる。

(許可の期間)

第5条 許可の期間は、許可をした日から起算して3年を超えない期間とする。

(許可の継続)

第6条 許可を受けた者が、前条に規定する許可期間の満了後も、当該許可と同一の内容により引き続き許可を受けようとするときは、許可期間満了の日前30日までに排水設備設置義務免除許可申請書(第1号様式)を公共下水道管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第3条第1項第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(許可証の交付)

第7条 公共下水道管理者は、第3条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、許可することと決定したときは、排水設備設置義務免除許可書(第2号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(氏名等の変更)

第8条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書(第3号様式)を公共下水道管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 排出施設の所在地

2 前項第2号に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

(放流設備等の廃止)

第9条 許可を受けた者は、許可の期間内に放流設備等の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に放流設備等使用廃止届出書(第4号様式)を公共下水道管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による放流設備等の使用廃止の届出をした者が、再び当該使用廃止した放流設備等を使用するときは、第3条第1項の規定による申請をしなければならない。

(承継)

第10条 許可を受けた者から当該許可に係る事業所を譲り受け、又は借り受けて、引き続き当該事業所を使用する者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、承継届出書（第5号様式）を公共下水道管理者に提出しなければならない。

（水質試験）

第11条 第4条第1項第5号に規定する水質試験の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 水質試験の検定方法は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）その他公共下水道管理者が認める検定方法によるものとする。
- (2) 水質試験の分析項目は、当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される排水基準の項目のうち、公共下水道管理者が必要と認めたものとする。
- (3) 水質の分析機関は、計量法（昭和26年法律第207号）第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた事業場又は国若しくは地方公共団体の水質の分析を行うことのできる機関とする。
- (4) 水質試験に供する試料の採取場所は、放流下水の放流口とする。
- (5) 水質試験は、月1回以上、実施することとする。

（許可の取消し等）

第12条 公共下水道管理者は、許可を受けた者が、当該許可に付した条件に違反した場合には、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、変更その他の必要な措置を命じるものとする。

2 許可を受けた者が当該許可に係る下水を公共用水域に放流しなくなったときは、当該放流下水に係る許可は、その効力を失うものとする。

（関係機関との調整）

第13条 公共下水道管理者は、次に掲げるときは、関係機関と調整を図るものとする。

- (1) 第3条第1項及び第2項の規定により許可をするとき。
- (2) 許可を受けた者が許可条件に違反したとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。